

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見26	90	【こどもの貧困対策推進計画全般に関して】 （PDCAの視点） こども青少年局は、こどもの貧困対策推進計画の計画指標について、目標値を設定した上で、その達成を目指して推進されたい。	国においても、こども大綱において、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標の設定に加えて、初めて、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標が設定される予定であることから、現計画において取扱いの変更は予定していないが、次期計画の策定においては、有識者の意見をいただきながら、計画指標や数値目標の設定に向けた検討をしていく。	見解	—
指摘4	91	【こどもの貧困対策推進計画全般に関して】 （PDCAの視点） こども青少年局は、計画指標の変動及び原因について分析をした上で、重点事業を含む計画全体の見直しや改善を行われたい。	計画指標は、社会情勢の影響など様々な要因を受けながら変動することであることから、教育や福祉分野などそれぞれの分野に精通した複数の有識者に参画いただき、計画当初から変動が見られない計画指標について、現状と課題、その対応等について有識者の意見をいただきながら取組を進めてきたところである。 次期計画の策定においては、令和5年度「子どもの生活に関する実態調査」の結果を分析の上、有識者の意見をいただきながら計画全体を見直し、基本理念の実現に向け、計画における各施策が円滑に進捗したのかを適切に把握するため、新たに達成すべき数値目標を設定した。 数値目標の達成状況については次回「子どもの生活に関する実態調査」等において結果を確認し、取組の効果を評価するとともに、必要な取組を推進していく。 なお、次期計画では、本市の各事業所管部署が実施する事業から、こどもの貧困対策に資する事業を関連事業として位置付け、その目標達成度を毎年確認することとし、重点事業の設定は行わないこととした。 毎年度の進捗管理としては、現計画同様、計画指標について数値を把握することで、こどもたちを取り巻く環境がどのようになっているのか、その変化を確認するとともに、関連事業について、その目標達成度を毎年確認することで、各施策が、現状に即して効果的に行われているか評価していく。	措置済	令和7年3月31日

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘5	92	【こどもの貧困対策推進計画全般に関して】 （3Eの視点） こども青少年局は、選択した重点事業が真に計画指標と関連しているかを再度検討し、関連性の乏しい重点事業を除外し、より関連性の高い事業を重点事業として取り入れられたい。	国のこども大綱等においては、数値目標とは別に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するため、指標が設定されており、本市の次期計画においても、国の考え方と同様、引き続き、追加修正等整理した上で、計画指標を設定した。 また、次期計画では、計画全体を見直し、本市の各事業所管部署が実施する事業から、こどもの貧困対策に資する事業を関連事業として位置付け、その目標達成度を毎年確認することとし、重点事業の設定は行わないこととした。 毎年度の進捗管理としては、現計画同様、計画指標について数値を把握することで、こどもたちを取り巻く環境がどのようになっているのか、その変化を確認するとともに、関連事業について、その目標達成度を毎年確認することで、各施策が、現状に即して効果的に行われているか評価していく。 なお、次期計画では、基本理念の実現に向け、計画における各施策が円滑に進捗したのかを適切に把握するため、新たに達成すべき数値目標を設定した。 数値目標の達成状況については次回「子どもの生活に関する実態調査」等において結果を確認し、取組の効果を評価するとともに、必要な取組を推進していく。	措置済	令和7年3月31日
指摘6	93	【こどもの貧困対策推進計画全般に関して】 （PDCAの視点） こども青少年局は、計画指標21「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率」について、関連する重点事業がいずれも目標値を達成しているにも関わらず改善が乏しい理由を分析し、計画又は重点事業を見直されたい。	国のこども大綱等においては、数値目標とは別に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するため、指標が設定されており、本市の次期計画においても、国の考え方と同様、追加修正等整理した上で、計画指標を設定することとし、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率に関する指標について、引き続き設定した。 また、次期計画では、計画全体を見直し、本市の各事業所管部署が実施する事業から、こどもの貧困対策に資する事業を関連事業として位置付け、その目標達成度を毎年確認することとし、重点事業の設定は行わないこととした。 毎年度の進捗管理としては、現計画同様、計画指標について数値を把握することで、こどもたちを取り巻く環境がどのようになっているのか、その変化を確認するとともに、関連事業について、その目標達成度を毎年確認することで、各施策が、現状に即して効果的に行われているか評価していく。 なお、高校中退者への支援策については次期計画においても関連事業として位置付け、引き続き、取組を進めていく。	措置済	令和7年3月31日

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘7	93	【こどもの貧困対策推進計画全般に関して】 （PDCAの視点） こども青少年局は、重点事業10及び12の事業目標指標が達成されているにも関わらず、不登校の割合（計画指標6、12）が悪化していることを踏まえ、これらの内容の見直しや改善、重点事業の追加変更などを検討されたい。	計画指標は、社会情勢の影響など様々な要因を受けながら変動するものであることから、その変動及び原因の分析は、こどもの貧困対策推進計画を所管するこどもの貧困対策推進グループだけではなく、教育や福祉分野などそれぞれの分野に精通した複数の有識者に参画いただき、多方面からの意見をいただきながら取組を進めているところである。 重点事業10及び12については、令和6年度より、この間の不登校の割合の増加を踏まえ、不登校児童生徒の利用につながるように、各小中学校長等を対象に事業説明を行い、学校との連携を強化した。また、不登校児童通所事業（サテライト）において、年度をまたいでもなお通所利用の支援継続が必要なケースについて、申込手続を簡略化することで切れ目のない支援を行い、利用の拡充を図った。 なお、次期計画では、計画全体を見直し、本市の各事業所管部署が実施する事業から、こどもの貧困対策に資する事業を関連事業として位置付け、その目標達成度を毎年確認することとし、重点事業の設定は行わないこととした。重点事業10及び12については次期計画においても関連事業として位置付け、引き続き、取組を進めていく。	措置済	令和7年3月31日
意見27	94	【こどもの貧困対策推進計画全般に関して】 （PDCAの視点） こども青少年局は、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率」について、適切な目標値を設定されたい。	国においても、こども大綱において、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標の設定に加えて、初めて、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標が設定される予定であることから、現計画において取扱いの変更は予定していないが、国の動向や監査の意見等を踏まえ、次期計画の策定においては、有識者の意見をいただきながら、計画指標や重点事業の見直しについて検討をしていく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘8	94	【こどもの貧困対策推進計画全般に関して】 （3Eの視点） こども青少年局は、関係部局と連携の上、不登校に関して対応方法を修正されたい。	令和4年度のこどもの貧困対策推進本部会議において、不登校の割合について年々増加傾向にあることから、本市の不登校対策として未然防止、早期支援等について教育委員会事務局から現状と課題及びその対応等について報告を求めた。教育委員会事務局からは、教育振興基本計画における、3つの最重要目標の1つに「安全・安心な教育の推進」を設定し、目標達成に向け、不登校への対応については、登校という結果のみを目標とするのではなく、多様な教育の機会を確保しつつ、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援充実を図るという国の方針を受け、不登校児童生徒の在籍比率を減らすことに加えて、こどもたちの社会的自立に向けた支援による児童生徒の変化を把握し、今後の施策に反映させていくということがこどもの貧困対策推進本部会議で報告され、確認を行ったところである。 次期計画においても、国の考え方と同様、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するため、不登校に関する指標について、引き続き設定した。 また、次期計画では、計画全体を見直し、本市の各事業所管部署が実施する事業から、こどもの貧困対策に資する事業を関連事業として位置付け、その目標達成度を毎年確認することとし、重点事業の設定は行わないこととした。 毎年度の進捗管理としては、現計画同様、計画指標について数値を把握することで、こどもたちを取り巻く環境がどのようになっているのか、その変化を確認するとともに、関連事業について、その目標達成度を毎年確認することで、各施策が、現状に即して効果的に行われているか評価していく。 次期計画においても、不登校対策に係る事業を関連事業として位置付けるとともに、教育委員会事務局において、不登校が生じないような学校づくりの推進として、各校における特色ある取組をはじめ学校安心ルールの活用や一人一台端末における心の天気、相談申告機能の活用、SNS相談窓口の開設や、全ての不登校児童生徒を支援するために、教育相談をはじめ、保護者同士を結びつける取組や関係機関へつなぐ取組、不登校に関する各種研修会等を実施していく。	措置済	令和7年3月31日
意見28	94	【こどもの貧困対策推進計画全般に関して】 （PDCAの視点） 1. こども青少年局は、こどもの貧困対策推進計画評価書の計画指標に関し、当該年度末時点の数値を取得して、評価書に記載されたい。	今回の監査人の意見を踏まえ、計画所管所属として、関係部局に当該年度末時点の数値を報告するよう働きかけ、評価書に直近の数値を記載するように努めていく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見29	97	【就学前教育カリキュラムの普及・啓発】 (3Eの視点) こども青少年局は、就学前施設の教職員が自信をもって就学前教育カリキュラムを活用した実践に取り組めるよう、これまで以上に実践事例を利用したグループワークを実施するなど実践的な研修内容とすること等、保育者の保育の質を上げるための取り組みの一層の強化・工夫をすべきである。	令和6年度は公私幼保合同研修を4回、大阪市幼稚園等教員研修を2回実施、就学前施設にセンター職員が訪問する「就学前教育カリキュラム出前研修」も引き続き実施するが、これまで以上に保育現場のニーズを取り入れ、実践事例集や写真や動画などを活用するなど、グループワークを取り入れた実践的な研修内容となるよう工夫していく。 また、引き続き就学前教育カリキュラムパイロット園所を指定して研究に取り組み、就学前教育カリキュラムを活用した実践研究の成果を報告会で広く発信するなど取組を強化していく。	見解	—
意見30	98	【就学前教育カリキュラムの普及・啓発】 (PDCAの視点) こども青少年局は、本事業の進捗管理に有効な事業目標指標を検討すべきである。	事業目標指標について、教育振興基本計画の指標に合わせて、保護者ではなく、教職員・保育者を対象とした施策目標に変更する。	見解	—
意見33	100	【学校力UPベース事業】 (PDCAの視点) こども青少年局では、担当部局が設定した事業目標指標の「達成・未達成」という結果の確認だけでなく、有効かつ適切な事業目標指標が設定され、適切に進捗状況が確認されているかを含めて確認し、本事業の進捗管理を実施できるようにすべきである。	本計画の推進体制の役割分担について、こども青少年局企画課こどもの貧困対策推進グループは、事業所管部局間の連携・推進体制の強化など総合調整の役割を担っており、重点事業を含む各事業の進捗管理は各事業所管部署において適切に行っており、事業目標についても、その事業の目的に沿ったものとなるよう各事業所管部署において設定されている。 今回の監査人の意見を踏まえ、取りまとめ時期に関係所属に注意喚起を行っていく。	見解	—
意見35	107	【学びサポーターの配置】 (PDCAの視点) こども青少年局は、学びサポーターの配置を引き続き重点事業とするかについて検討すべきである。	重点事業の見直しについては、大阪市こどもの貧困対策推進本部会議において計画の進捗状況を毎年度報告しており、その結論として、引き続き現計画のもと、こどもの貧困対策に取り組んでいくという確認をしている。 次期計画においては、計画指標と計画指標に大きく影響を及ぼす重点事業を設定して取組を進める手法を採用するかという点についてからの議論となるが、引き続き本部会議において、有識者の意見をいただきながら検討を進めていく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見36	112	【塾代助成事業】 （３Ｅの視点） こども青少年局は、助成金額不足が利用の妨げの一因であることから、助成金額の妥当性の検討等、より利用率を上げる工夫を引き続き検討すべきである。	本事業は、文部科学省が行っている「子どもの学習費調査」等も参考としながら助成金額を定めているが、あくまでも学校外教育に係る費用の一部を助成する（全額補填を目的としていない）事業となる。このため、月額１万円を上限とする現在の助成金額については、概ね妥当であるものと考えている。なお、本事業は市独自財源での事業であるため、助成金額は財源確保の観点も考慮の上で決定する必要がある。 利用率の向上に向けた工夫・取組等に関しては、意見にもあるように、今後も引き続き検討を進めていく。	見解	—
意見37	112	【塾代助成事業】 （３Ｅの視点） こども青少年局は、単に参画事業者の数を増やすだけではなく、利用者のニーズにマッチした良質な教育を提供する事業者の参画を増やすための工夫を継続すべきである。	事業者が本事業に参画するかどうかは、最終的には各事業者の経営判断等に委ねられるものであるため、全ての利用者のニーズを網羅できるものではないが、意見にもあるように、参画事業者の利便性の向上に努めることで、より多くの利用者のニーズを網羅できるよう、今後も運営方法の改善に向けた検討を進めていく。	見解	—
意見38	113	【塾代助成事業】 （３Ｅの視点） こども青少年局は、最初にカードを使ってみようという意欲を引き上げるさらなる対策や利用者が助成カードをより利用しやすいようホームページの改善等利用率向上のための一層の工夫を検討すべきである。	カード利用に関しては、これまでも、専用ホームページの改修、イラスト入りの案内ちらしや動画の作成を行うなど、利用者にとって親しみやすく、また、カードの利用意欲を引き上げるような取組を行ってきたところであるが、今後とも利用率向上に向けた更なる工夫や取組を検討していく。	見解	—
指摘9	114	【学校における読書環境の充実・学校図書館の活用推進】 （ＰＤＣＡの視点） こども青少年局は、事業目標指標の「全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、『１日あたりどれぐらいの時間、読書をするか』に対する不読回答の割合が、各校において前年比減となるとともに、『令和3年度において』全国平均以下とする」の「令和3年度」を「 <u>将来の達成目標年度</u> 」に変更すべきである。	令和4年度の評価書について教育委員会事務局に改めて確認したところ、令和4年度から新たな事業目標を設定しており、本来であればその事業目標で評価すべきところであった。 いただいたご指摘を踏まえ、令和5年度の評価書作成の際には、変更後の事業目標により評価した。また、現在本市ホームページに公表している令和4年度の評価書についても、変更後の事業目標により評価の上修正し、再度公表した。	措置済	令和6年10月4日

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘10	114	【学校における読書環境の充実・学校図書館の活用推進】 （PDCAの視点） こども青少年局は、事業目標指標における検証すべき数値は適正なものを採用すべきである。	令和4年度の評価書について教育委員会事務局に改めて確認したところ、令和4年度から新たな事業目標を設定しており、本来であればその事業目標で評価すべきところであった。 いただいたご指摘を踏まえ、今後は同様の誤りがないよう、評価書の取りまとめ時期に係所属に注意喚起を行うこととし、令和5年度の評価書作成に係る関係所属への通知文において、注意喚起を行った。	措置済	令和6年6月20日
意見45	122	【スクールカウンセラーの活用】 （PDCAの視点） こども青少年局及び各区は、スクールカウンセラーの年間相談件数が相談可能回数を大きく上回る区について、スクールカウンセラーの拡充等の対策の可否を検討されたい。 また、こども青少年局は、令和4年度に小中学校の管理職が改善・解決に向かったと評価した事案の割合が大きく減少した理由を調査・分析し、有効な対策を検討・実施されたい。 各区においても、特に小中学校の管理職が改善・解決に向かったと評価した事案の割合が低い区や、令和4年度に小中学校の管理職が解決・改善に向かったと評価した事案の件数が減少した区においては、その理由を調査・分析し、有効な対策を検討・実施されたい。	令和5年度には市全体でスクールカウンセラーを24人増員し、さらに令和6年度には38人増員を予定しており、これらにより年間相談回数が相談可能回数を大きく上回る状況の解消を図っていく。 また、令和4年度に小中学校の管理職が解決改善に向かったと評価した事案の割合（以下「解決改善割合」という。）が大きく減少した主な理由としては、相談案件として、登校以外の外出もしない状態の不登校の相談など解決しづらい案件が増えていることが挙げられる。これら解決が難しい相談事案にかかる個の児童生徒に応じた効果的な支援の手法について組織的に研究し、得られた知見をスクールカウンセラーに習得させるなどして解決改善割合の向上を図っていく。 令和4年度に解決改善割合が減少した区に係る解決改善割合の減少理由及び対策は全市的な理由及び対策と概ね同様と考えているが、解決改善割合が低い区や令和4年度に解決改善件数が特に大きく減少した区については、当該区における解決改善割合が低い学校の状況及び課題を把握し、局・区・学校間で連携して学校ごとの課題に応じた対応策を検討・実施していく。	見解	—
意見47	127	【不登校等こどもにかかる相談体制の充実】 （PDCAの視点） こども青少年局は、相談件数も事業目標指標とした上で、適切な目標を設定のうえ、モニタリングをされたい。	中央こども相談センターの教育相談（不登校等こどもにかかる相談体制の充実）について、令和7年度から、相談件数を事業目標指標とした上で、直近の不登校児童生徒数等の状況や他の相談事業の実施状況も踏まえて、中央こども教育相談の相談件数の目標を設定し、その達成状況をモニタリングしていく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見48	127	【不登校等こどもにかかる相談体制の充実】 (PDCAの視点) こども青少年局は、面談による教育相談事業による相談件数の拡大のための方策を検討し、実施されたい。	令和6年度から、校外支援につながっていない不登校児童生徒が教育相談事業につながるようにスクールカウンセラーや学校との連携を強化するとともに、不登校に係る相談の申込が集中した場合でも、近隣のサテライト間で面談室や相談員等の相談資源を共有して柔軟に運用するなど市内12ヶ所のサテライトの相談枠を有効活用できるようにして、相談件数の拡充を図っていく。	見解	—
指摘12	128	【不登校等こどもにかかる相談体制の充実】 (PDCAの視点) こども青少年局は、本事業が関連する計画指標から生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率（計画指標21）を削除されたい。	市立高校が令和4年度から大阪府へ移管されたことにより、計画指標21に対して本事業が及ぼす影響が少ないと考えられたため、本事業が関連する計画指標から計画指標21を削除した。	措置済	令和6年10月4日
意見50	131	【進路選択支援事業】 (PDCAの視点) こども青少年局は、大阪市こどもの貧困対策推進本部統括本部員という立場に基づいて、教育委員会事務局に対し、本事業に関して、具体的な相談件数、奨学金の申請件数、採択件数など子どもの貧困対策として有用なデータの収集を行うよう協力依頼をされたい。	本計画の推進体制の役割分担について、こども青少年局企画課こどもの貧困対策推進グループは、事業所管部局間の連携・推進体制の強化など総合調整の役割を担っており、重点事業を含む各事業の進捗管理は各事業所管部署において適切に行っており、事業目標についても、その事業の目的に沿ったものとなるよう各事業所管部署において設定されている。 なお、次期計画を策定する際には、いただいたご意見も踏まえ、どのようなデータを関係部局から収集するかについて検討していく。	見解	—
意見51	133	【不登校児童通所事業】 (PDCAの視点) こども青少年局は、登録者数も事業目標指標とした上で、適切な目標を設定の上、モニタリングをされたい。	不登校児童通所事業について、令和7年度から、登録者数を事業目標指標とした上で、直近の不登校児童生徒数等の状況や他の不登校児童の居場所事業の実施状況も踏まえて登録者数の目標を設定し、その達成状況をモニタリングしていく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見52	133	【不登校児童通所事業】 (3 E の視点) こども青少年局は、本事業による登録者数の拡大のための方策を検討し、実施されたい。	令和6年度から、校外支援につながっていない不登校児童生徒が不登校児童通所事業につながるようにスクールカウンセラーや学校との連携を強化するとともに、不登校児童通所事業の入口となる面談による教育相談の相談件数の拡充のための取組を進め、不登校児童通所事業の登録者数の拡充を図っていく。	見解	—
意見53	133	【不登校児童通所事業】 (3 E の視点) こども青少年局は、ほかの関連部局とも連携の上、不登校児童の支援のための予算を拡充させ、対応に当たるべきである。	令和6年度には、教育委員会事務局において、学びの多様化学校の開設や校内教育支援センターのモデル設置など不登校児童の支援のための事業を拡充させる予定であり、これに合わせて、こども青少年局では、学びの多様化学校にスクールカウンセラーを常駐させて個々の児童生徒の状況に応じた支援策を研究し、これによって得られた知見を一般の小中学校での不登校児童の支援に活かしていく予定である。 さらに、令和6年度には、一般の小中学校のスクールカウンセラーの拡充も行い、不登校児童生徒の支援を充実させる予定である。 以降も、教育委員会事務局や各区と連携し、不登校児童の支援を充実させていく。	見解	—
意見54	134	【不登校児童通所事業】 (3 E の視点) こども青少年局は、各委託事業者に対する委託料に対する登録児童数なども比較しながら、受け入れ余地のある委託事業者に対しては登録数の拡大をできる余地がないか、適切な指導、助言をされたい。	令和6年度から、各サテライトによって不登校児童通所事業の登録者に偏在がある場合には、登録者が多く込み合っているサテライトの利用希望者に、近隣の受入れ余地の大きいサテライトの利用を誘導するとともに、利用件数の少ないサテライトについては、当該サテライト所在区及び周辺区の学校との連携を強化し、学内外の支援につながっていない不登校児童生徒に当該サテライトにおける面談による教育相談及び不登校児童通所事業の利用を促し、利用者の拡大を図っていく。	見解	—
意見58	139	【子ども会活動の推進】 (P D C A の視点) こども青少年局は、ジュニアリーダー・シニアリーダー研修事業におけるアンケート回答だけでなく、参加人数や一人当たりの投資金額などの客観的なほかの指標も用いた上で多角的に本事業の効果を検証し、モニタリングをされたい。	いただいたご意見を踏まえ、参加人数など他の指標を用いながら効果を検証し、子ども会活動を推進していく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘14	140	【青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進】 （PDCAの視点） こども青少年局は、本事業とこどもの貧困対策推進計画との関連性を見直した上で、重点事業とすべきか再考されたい。	次期計画では、計画全体を見直し、本市の各事業所管部署が実施する事業から、こどもの貧困対策に資する事業を関連事業として位置付け、その目標達成度を毎年確認することとし、重点事業の設定は行わないこととした。 本事業については、こども・若者、子育て当事者のつながりを支援するため、地域におけるつながりづくりに係る事業として、次期計画においても関連事業として位置付け、引き続き、取組を進めていく。 毎年度の進捗管理としては、本事業の目標達成度を確認することで、施策が現状に即して効果的に行われているか評価していく。	措置済	令和7年3月31日
意見59	140	【青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進】 （PDCAの視点） こども青少年局は、本事業を重点事業として位置付け続ける場合、より適切な事業目標指標を再考されたい。	重点事業の見直しについては、大阪市こどもの貧困対策推進本部会議において計画の進捗状況を毎年度報告しており、その結論として、引き続き現計画のもと、こどもの貧困対策に取り組んでいくという確認をしている。 次期計画においては、計画指標と計画指標に大きく影響を及ぼす重点事業を設定して取組を進める手法を採用するかという点からの議論となるが、今回の監査での指摘を踏まえ、次期計画の策定においては、有識者の意見をいただきながら、計画指標や重点事業の見直しについて検討をしていく。	見解	—
意見74	151	【高校中退者への支援策】 （3E、PDCAの視点） こども青少年局は、本事業の事業目標指標が達成されているにも関わらず、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率（計画指標21）が大きく改善していないことを踏まえ、本事業内容等の改善を検討されたい。	計画指標は、社会情勢の影響など様々な要因を受けながら変動するものであることから、教育や福祉分野などそれぞれの分野に精通した複数の有識者に参画いただき、多方面からの意見をいただきながら取組を進めているところである。本事業については、課題を抱えた若者を、社会参加に向けた適切な支援につなげる目的で実施しており、引き続き取組を進めていくが、今回の監査での指摘を踏まえ、次期計画の策定に向けて、有識者の意見をいただきながら、計画指標や重点事業について見直しを検討する。	見解	—
意見75	151	【高校中退者への支援策】 （PDCAの視点） こども青少年局は、本事業の対象者が実際に相談又はコネクションズおおさかに登録した人数などの指標も用いながら、段階的に本事業の効果を検証されたい。	いただいたご意見を踏まえ、コネクションズおおさかに登録した人数などの指標も用いながら効果を検証し、本事業の取組を進めていく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見76	152	【児童虐待防止啓発事業】 （３Ｅ、ＰＤＣＡの視点） こども青少年局は、児童虐待にかかる通告義務や通告先について市民の認知度が上がっていない実情を踏まえ、市民に広く認知されるよう啓発活動を工夫されたい。また、児童虐待の原因が複合的なものであることを踏まえ、事業目標指標についても検討されたい。	児童虐待防止推進月間に集中していた通告義務や通告先などの周知について、年間を通じて市民の目に触れるよう、毎月広報紙を活用する。 また、事業目標指標については、監査人の意見を踏まえ、協力連携企業数の拡充など検討する。	見解	—
意見77	154	【こどもを守る地域ネットワーク機能強化】 （ＰＤＣＡの視点） こども青少年局は、こどもを守る地域ネットワーク機能強化について事業目標指標を見直し、有効な事業目標指標を設定されたい。	本事業では、要保護児童対策地域協議会で開催する会議にスーパーバイザーを派遣することで、専門的な見地から助言を受け、支援内容の検討を行い適切な支援につなげることを目標としているため、記載の事業目標指数としているが、更に有効な事業目標指標について、業務委託の内容を含めて今後検討する。	見解	—
指摘15	157	【大阪市こどもサポートネットの構築】 （資料の正確性確保、組織的連携及びＰＤＣＡの視点） １．こども青少年局は、事業が本格実施された令和２年度及び令和３年度について正確な実績値を用いることができなかった理由を記載するなど、公表されているデータについて補足し、説明することについて検討されたい。 ２．各区は、大阪市こどもサポートネット事業の実施主体が区役所であり、当該事業が区長のマネジメントのもと区役所と学校が協働し、関係行政機関、ＮＰＯ・支援団体等の地域資源等と連携して実施するものであるから、月報を作成するにあたっては、その記載内容が実態と整合しているかなどの観点から確認する手続について検討し、各区の実態説明に資するものとされたい。	１．現在本市ホームページに公表している令和４年度の評価書について、補足説明を追記した上で再度公表した。 ２．令和６年度から、月報の更新に合わせ、各区において、月報の記載内容が実態と整合し、必要事項が反映されているか、月報の作成者以外が確認を行うためのチェックリストを設け、月報の提出と合わせてチェックリストを提出させることとした。（令和６年４月５日事業説明会にて担当者等へ通知済み）	措置済	令和６年10月４日

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見78	160	【大阪市こどもサポートネットの構築】 （PDCAの視点） こども青少年局及び教育委員会事務局は、令和4年度において、設定されている事業目標指標がいずれも達成したことに鑑み、個別の事情を踏まえて対応すべき案件に着目し、それを改善していくための指標など、新たな視点を入れた目標指標の設定について検討されたい。	事業目標については、令和4年度において、いずれも達成していることから令和5年度においては、新たな事業目標値を設定した。 ご意見をいただいた新たな視点を入れた目標値の設定については、引き続き、今後の事業展開に応じた事業目標の検討を行う。	見解	—
意見79	161	【大阪市こどもサポートネットの構築】 （組織的連携の視点） 教育委員会事務局は、各学校に対する大阪市こどもサポートネット事業に関するアンケート調査などを通じて、確認し把握した学校の状況について、こども青少年局及び区に対して情報共有の機会を設けることについて検討するとともに、確認されているこサポ事業に係る課題についてこども青少年局及び区と連携して対応されたい。また、区は、確認された課題を踏まえ、「学校による支援」の状況を適切に把握し、活動記録への記載を行われたい。	教育委員会事務局から提供された課題に対して、こども青少年局において、区及び教育委員会事務局の担当と開催頻度や開催方法を調整しながら意見交換会等を開催し、改善策等を検討した上で、こども青少年局がマニュアル等により区に周知し、必要に応じて対応していく。 また、区が学校に支援状況の確認を適時行い、活動記録を作成されるように事業説明会や研修会で引き続き周知していく。	見解	—
意見80	165	【大阪市こどもサポートネットの構築】 （3E、組織的連携の視点） 1. こども青少年局及び各区は、各区のこサポに係る事務の現状を把握し、事務の効率性や適切性の観点から見直すべき事項がないか確認されたい。 2. こども青少年局及び教育委員会事務局は、スクリーニング会議Ⅱの開催頻度の実態について把握し、学校と区が児童生徒に関する支援状況について適時適切に共有できる体制となっているか検討されたい。	1. ご意見をいただいた事務の効率性や適切性の観点から見直すべき事項については、意見交換会等にて、引き続き、こども青少年局、各区及び教育委員会事務局等と検討し、必要に応じて対応していく。 2. 運用上の課題についてこれまでも検討対応等を行ってきたが、引き続き、支援状況について適宜適切な共有ができていく体制になっているか運用において課題となっているか意見交換会等にて検討し、必要に応じて対応していく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和5年度包括外部監査（子どもの教育と学びの支援に関する事務事業の執行について）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和7年6月12日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見82	167	【大阪市こどもサポートネットの構築】 （組織的連携の視点） 教育委員会事務局は、毎年実施しているこサポに係るアンケート調査結果を区及びこども青少年局と共有し、こサポ運用上の課題への対応について検討されたい。 また、区及びこども青少年局は、実施要綱の趣旨を達成し、要支援者等の支援に資するという観点から、こサポの従事体制及び業務の現状について確認されたい。	要支援者等の支援に資するという観点から、本事業を運用する中で見えてきた課題については、引き続き、意見交換会等にて検討し、必要に応じて対応していく。	見解	—
意見83	176	【こども支援ネットワーク事業】 （PDCAの視点） こども青少年局は、こども支援ネットワーク事業について、事業効果を適切に測定するための事業目標指標を設定されたい。	現在の事業目標に対して実績は高い数値となっており、今後の事業展開に応じた事業目標の検討について引き続き進めていく。	見解	—